

平成 29 年度  
(第 10 期生)

政策研究大学院大学  
博士課程 日本語文化研究プログラム 外国人留学生募集要項

独立行政法人国際交流基金日本語国際センター及び国立大学法人政策研究大学院大学の連携による日本語文化研究プログラム（博士課程）の平成 29 年度（第 10 期生）外国人留学生を次のとおり募集する。ただし、平成 29 年度は独立行政法人国際交流基金日本語国際センターの奨学金の募集は行わない。

1. 募集人員 若干名

2. 入学時期 平成 29 年 10 月

3. 出願資格

次の（1）及び（2）の要件をともに満たす者

（1）以下の要件を全て満たす者

- （ア）日本語教師、日本語教育・日本語学研究者又は日本語教育政策の実務者としての経験が願書出願期限時において 2 年以上あり、将来自国において、指導的な役割を果たすことを目指している者
- （イ）本人の能力及び将来の可能性を評価しうる者 2 名により作成された推薦状を提出することができる者
- （ウ）日本語能力が日本語能力試験 1 級（新日本語能力試験 N1）以上の者又はそれと同等以上の能力があると認められる者
- （エ）原則として、平成 29 年 10 月 1 日現在において 45 歳以下の者
- （オ）過去・現在に日本国籍を保有していないこと
- （カ）日本と国交のある国の国籍を有すること ※台湾籍の者も出願可。
- （キ）文部科学省等の奨学金を有する者、もしくは授業料や生活費の支払い能力が十分にある者

（2）日本語教育、日本語研究あるいは日本研究の分野において、以下の要件のいずれかを満たす者

- （ア）修士の学位又は専門職学位を有する者及び平成 29 年入学月前月までに取得見込みの者

- (イ) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び平成 29 年入学月前月までに授与される見込みの者
  - (ウ) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び平成 29 年入学月前月までに授与される見込みの者
  - (エ) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び平成 29 年入学月前月までに授与される見込みの者
  - (オ) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び平成 29 年入学月前月までに授与される見込みの者
  - (カ) 外国の学校、（エ）の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格した者で、本学において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
  - (キ) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第 118 号）
    - 1) 大学を卒業し、大学、研究所等において、2 年以上研究に従事した者で、本学において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
    - 2) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2 年以上研究に従事した者で、本学において、当該研究の成果等により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
  - (ク) 本学において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24 歳に達した者及び平成 29 年入学月前月までに 24 歳に達する者
- ※（カ）、（キ）又は（ク）の要件を満たすものとして出願しようとする者は、平成 28 年 9 月 30 日（金）までにアドミッションズオフィスに申し出ること。

#### 4. 選抜方法

第1次審査及び第2次審査の2段階選抜を行う。

(1) 第1次審査（書類選考）

研究業績、実務経験、修士論文等により総合的に審査する。

(2) 第2次審査（筆記試験・口述試験）

日本語教育又は日本語学に関する専門的知識、実務経験、基礎的研究能力を総合的に審査する。その際、英語文献の読解能力の審査も行う。口述試験においては、研究計画の発表及びそれに基づく試問等を行う。すべて日本語で実施する。

※筆記試験の出題例は、下記をご覧ください。

[http://www.grips.ac.jp/jp/admissions/past\\_test/](http://www.grips.ac.jp/jp/admissions/past_test/)

#### 5. 試験日程等

入学試験日程等は、次のとおりである。

1. 出願期限	平成28年11月30日（水）
2. 第1次審査結果通知	平成29年3月上旬までに本人に通知する。
3. 第2次審査(筆記試験)	第1次審査に合格した者にのみ実施する。第1次審査合格者と
4. 第2次審査(口述試験)	調整の上、試験日を定める。概ね平成29年4月頃を予定。
5. 第2次審査結果通知	第2次審査日から、原則として、2か月以内に本人に通知する。

#### 6. 出願手続

出願手続については次のとおりとする。

(1) 提出書類等

書類等	適要
1. 入学志願票	本学所定の様式により日本語で作成すること。 出願期限前3か月以内に撮影した写真を貼付すること。
2. 推薦状（2通）	本学所定の様式により、2人の推薦者が日本語又は英語でそれぞれに作成し、 <u>署名・捺印の上、厳封したもの</u> 。 （所属機関及び出身大学から、1通ずつ提出することが望ましい。）
3. 成績証明書	出身大学及び出身大学院が作成したもの。 ※在籍していたすべての大学及び大学院が作成し、厳封したものを提出すること（中途退学等の場合も含む）。日本語版又は英語版に限る。コピー不可。

	※在籍中の場合は、在籍大学（又は大学院）が作成した最新のものを出しすること。
4. 出身大学院の修了（見込）証明書	出身大学院が作成したもの。 ※在籍していたすべての大学院が作成し、厳封したものを提出すること。日本語版又は英語版に限る。コピー不可。 ※修了見込者は、大学院を修了した時点で修了証明書を提出すること。
5. 日本語能力を証明する書類	コピー不可。入学志願票（別紙）13 参照。
6. 研究計画概要及び研究計画書	本学所定の様式により日本語で、研究計画概要は1枚、研究計画書は4枚以内で作成すること。
7. 修士論文又はこれに代わる論文の日本語要約	A4 判用紙（40 字×40 行）3 枚程度。
8. 財政能力証明書*	授業料や生活費の支払い能力を証明する書類。
9. 検定料：30,000 円**	本学からの請求があるまで支払わないこと。 国費外国人留学生は支払不要。

\*「財政能力証明書」について

授業料等や日本における生活費の支払い能力を証明するため、以下のいずれかの書類を提出すること。必要な金額は、初年度の授業料等及び生活費として 2,700,000 円以上である。

- i) 志願者本人が負担をする場合：銀行残高証明書原本（日本円又はアメリカドルで記載され、出願期限前 2 か月以内に発行されたもの）
- ii) 奨学金の給付を受ける場合：奨学金支給団体が発行した支給証明書原本（日本円又はアメリカドルで記載された支給総額及び支給期間、支給条件等が明記されたもの）
- iii) 親戚等第三者から支援を受ける場合：当該支援者による志願者を支援することを明記した書類原本及び当該支援者の銀行残高証明書原本（日本円又はアメリカドルで記載され、出願期限前 2 か月以内に発行されたもの）

\*検定料の振込先

銀行名：三井住友銀行 (Sumitomo Mitsui Banking Corporation)

支店名：東京公務部 (Tokyo Koumubu, Japan 096)

口座番号：151884

口座名義：政策研究大学院大学 (The National Graduate Institute for Policy Studies)

Swift code (BIC code)：SMBCJPJT

【以下、該当者のみ提出すること】

10. 受験許可書	在職のまま本学に入学することを希望する者のみ。 本学所定の様式により所属機関の長が作成したもの。
11. 在留カードの写し	日本在住の外国人のみ。

【以下、第1次審査合格者のみ提出すること】

12. 研究業績の日本語要約	これまでの研究業績のうち主なもの3点以内の和文要約（各800字程度）。 ※ 研究業績が日本語又は英語によるもの場合は、その全文のコピーも提出すること。 ※ 修士論文の要約も可。
----------------	--

## (2) 書類等提出方法

提出は郵送に限る。郵送は配達記録が残る方法（書留郵便、宅配便など）によるものとし、出願期限日までに必着とする。なお、封筒の表に「日本語文化研究プログラム入学志願書在中」と朱書すること。

## (3) 書類等提出先

〒106-8677 東京都港区六本木 7-22-1

政策研究大学院大学アドミッションズオフィス

TEL: +81-(0)3-6439-6046 FAX: +81-(0)3-6439-6050

E-mail: [admissions@grips.ac.jp](mailto:admissions@grips.ac.jp)

## 7. 試験場所

自国もしくは近隣諸国。日本在住の場合は、日本で行う。なお、詳細については第1次審査結果と共に通知する。

試験会場までの交通費は、受験者が負担する。

## 8. 授業料等

(1) 入学料：282,000円（予定）

(ア) 入学手続案内にて通知する入学手続期間内（入学月前月までの指定する期間）に納付すること。

(イ) 納付された入学料は返還しない。

(2) 授業料：（年額予定）535,800円 〔（半期分予定）267,900円〕

- (ア) 前期（10月～翌年3月）授業料は10月末日まで、後期（4月～9月）授業料は4月末日までに納付が必要となる。
- (イ) 入学料納付の際に授業料も併せて納付することができる。納付された授業料は、入学月の前月末日までに入学辞退の意思を表示した場合に限り、返還する。
- (ウ) 前期授業料納付の際に後期授業料も併せて納付することができる。

注) 入学時及び在学中に入学料及び授業料の改定が行われた場合は、改定時から新たな納付金額が適用される。

## 9. 個人情報の取扱い

- (1) 国際交流基金及び政策研究大学院大学は、平成17年4月1日に施行された「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)を遵守し、個人情報を取り扱う際には、適正な収集・利用・管理を行う。国際交流基金の個人情報保護への取り組みについては、以下のウェブサイトを参照すること。  
<http://www.jpff.go.jp/j/privacy/index.html>
- (2) 合格者について、その氏名、国名、性別、所属機関等に関する情報を公表することがある。また統計資料を作成する範囲内でこれを利用することがある。
- (3) 出願の際に提出された書類等に記載された個人情報は、下記の業務において利用する。
  - (ア) 入学者選抜業務及び入試関係統計資料作成業務
  - (イ) 合格者に関する入学手続業務
  - (ウ) 入学者に関する学籍管理などの教務関係業務及び授業料徴収に関する業務
- (4) 出願者については、上記目的での個人情報の利用に関して同意したものとみなす。

## 10. 注意事項

- (1) 出願書類等に不備があるときは、受理しないことがある。
- (2) 可能な限りパソコン等により書類を作成すること。パソコン等を使用しない場合は、ペン又はボールペンを用いて楷書で記入すること。
- (3) 願書受付後は、記載事項の変更は認めない。
- (4) 願書受付後は、提出書類の返却及び検定料の返還はしない。
- (5) 提出書類の記載事項が事実と相違していることが判明した場合には、入学後であっても入学を取り消すことがある。
- (6) 身体に障害がある者で、受験に際し特別の配慮を必要とする者は、出願の際に申し出ること。
- (7) 出願手続等に不明な点がある場合には、アドミッションズオフィスに照会すること。

## 政策研究大学院大学博士課程日本語文化研究プログラムの概要【参考：平成 28 年度】

### 1. 教育目標

日本の社会・文化・文化政策に関し幅広い知識・深い教養・洞察力を備え、かつ、国際的な日本語教育の場で活躍できる人物で、将来、指導的な日本語教師・研究者となるような者、又は、日本語教育に係る行政官・実務者・専門家となる者の養成を目指す。

### 2. 運営機関

外国人日本語教師に対する日本語の教授・研修に豊富な実績と指導上のノウハウを蓄積する国際交流基金日本語国際センターと、文化政策をはじめ政策研究について高度な研究教育機能を有する政策研究大学院大学の密接な連携協力により、博士課程の運営を行う。

### 3. 標準修業年限

3 年

### 4. 履修指導

本学博士課程における履修教育指導は、それぞれの博士課程学生がプログラムの教育カリキュラムに基づいて提供される授業科目を修得した上で、博士論文提出資格試験（Qualifying Examination／以下 QE）を受験し、合格することが要求されるため、各学生が博士論文を完成させるために必要とされる科目全てを履修、修得することを目的として各学生の専門能力に応じて個別的、重点的に行う。

本学博士課程において提供される授業は、講義、演習、ゼミ形式等で行う。また、国際会議等における論文発表のための論文作成と発表演習、共同研究による論文作成と発表演習などを通じて行う場合もある。

### 5. 研究指導体制

本学博士課程における研究指導は、当該学生の研究課題と専門的能力、研究遂行能力に応じて、複数の指導教員（連携機関及び外部の教員を含む）によって構成される指導教員委員会(Advisory Committee)を通じて行う。指導教員委員会の構成は主指導教員 1 名、副指導教員 1 名以上 3 名以内とする。指導教員委員会は、当該学生の研究計画、これまでの科目履修状況等に応じて授業科目の履修についても指導する。授業科目の履修に当たっては、研究遂行上必要となる複数のディシプリン（主専攻・副専攻）を修得するものとする。

指導教員リスト（日本語文化研究プログラム担当教員一覧）

[http://www3.grips.ac.jp/~jlc/adm/phd\\_professor.html](http://www3.grips.ac.jp/~jlc/adm/phd_professor.html)

## 6. 履修形態

履修に当たっては、学生の研究指導の必要に応じて、母国での長期間のインターンシップ、実地調査研究のため、一時帰国することを認めることがある。

この間、学生は、インターネット・Eメール等の適切な通信手段を活用して、指導教員と連絡を保ち、適宜、研究の状況を報告するとともに、継続的に、必要な研究指導を受けなければならない。

## 7. 修了要件

本学博士課程においては、すべての学生は(1) 履修要件を満たし、(2) QEに合格した上で、(3) Doctoral Candidate Seminar あるいはそれに準ずる機会において研究成果の報告を行い、(4) 論文の最終審査に合格することが要求される。履修要件、QE、最終論文発表会、最終審査の概要は以下のとおり。

- (1) 原則として1年次終了前後に必要な単位数を取得済みまたは取得が見込まれる場合、QEに望むことができる。
- (2) QEは筆記試験と口述試験で構成される。筆記試験は主指導教員による1科目、副指導教員または、主指導及び副指導教員により認定された指導教員以外の教員による2科目を任意の形式(in-class, take-home, open-note(book), closed-note(book))で行い、すべての科目で100点満点中60点以上を合格とする。口述試験では学生による研究計画案をもとに質疑応答を行う。原則3名以上の審査委員全員の討議によって合否を決定する。筆記試験、口述試験に不合格の場合、それぞれ2度目まで受験可能とする。筆記試験と口述試験の両試験に合格した場合に、QE合格とする。
- (3) すべての博士課程学生はQE合格後、博士論文最終発表を行う前に、Doctoral Candidate Seminar あるいはこれに相当する機会を設けて研究経過を発表しなければならない。このセミナーは、現在計画にあるいは進行中の研究内容を学内教員・学生等に対して口頭報告し、異なる分野の研究者等からの意見やコメントをもらうことにより、その妥当性や方向性について検討し、研究の更なる推進、進展をはかろうとするものである。博士号取得のための最終口頭試問とは性格が異なり、内容が評価の対象となることはない。本セミナーは本学博士課程学生にとって必修ではあるが、単位が授与されるものではない。通常20-30分の口頭報告の後、20-30分の質疑応答を行う。
- (4) すべての博士課程学生は博士論文発表会において、研究成果を発表し、その正当性、妥当性、学術的貢献度を公表、立証しなければならない。通常45-60分の口頭発表の後、

30-45 分の質疑応答を行う。博士課程学生は、査読用論文を博士論文発表会の 4 週間前までに教育支援課プログラム運営担当に論文ハードコピー必要部数及び論文全文データを提出する。プログラム運営担当は学生からの提出物一式を博士論文審査委員会に送付する。

## 8. 最終審査

博士論文審査委員会は、指導教員委員会メンバーに加えて、外部審査委員 1 名、及び博士課程委員会委員長またはその代理が加わり、合計 4 名以上とする。審査は、発表会での質疑応答の状況を踏まえ、審査委員全員による 5 点満点評価の結果を集計し、平均点数が 3.0 以上を合格とする。博士の学位を授与する価値はあるが論文の修正が必要と判断した場合は、修正を指示する。博士課程学生は、博士論文審査委員会の最終確認を受けた後、論文最終稿 1 部及び全文データ最終稿を博士課程委員会及び評議会に 2 週間前までにプログラム運営担当に提出する。博士課程委員会及び研究教育評議会にて修了判定承認を受け、学位記が授与される。

## 9. 学位

◇博士（日本語教育研究）／Ph.D. in Japanese Language Education